坪内
逍遙

脚本に関する訴訟事件の鑑定

一

本間文庫
文庫 14
A140
1

文庫14
A140
1

脚本に関する訴訟事件の鑑定

法曹会 使用ノート

法学士 梅謙次郎

私が裁判所一脚本の訴訟事件の鑑定者として呼び出されたるは明治廿五年の例の弁天小僧のそれ以来にて、これ実に陰分暇の遺憾なる責務であつた。何の参考にもならぬ、また雑誌などへも載せたものでもなく、思ひからまた雑誌などへも載せたものでもなく、思ひからまた雑誌などへも載せたものでもなく、思ひからまた

この鑑定は明治四十六年の夏で、其時の鑑定(前)
陶像は左のようであった。

下字二

第一、甲第四号證(筋書)ハ甲第一號證(漢
別脚本春色梅暦)ヲ基本トシテノ筋書ナリ
ヤ、即チ其内容ハ甲第一號證ト甲第四號
證トハ一ノモノナリヤ否ヤ。

甲第四號證と、
(岡山繁家蔵)
の筆跡は二種で、其一は墨行書
から、其二は其無行刻書
の筆跡の筋書であった。
色板暦上中下の簡易な筋書であった。

下字四

孝子 江戸深川十代元店先(通り)奥二階の場

100 相馬罫紙

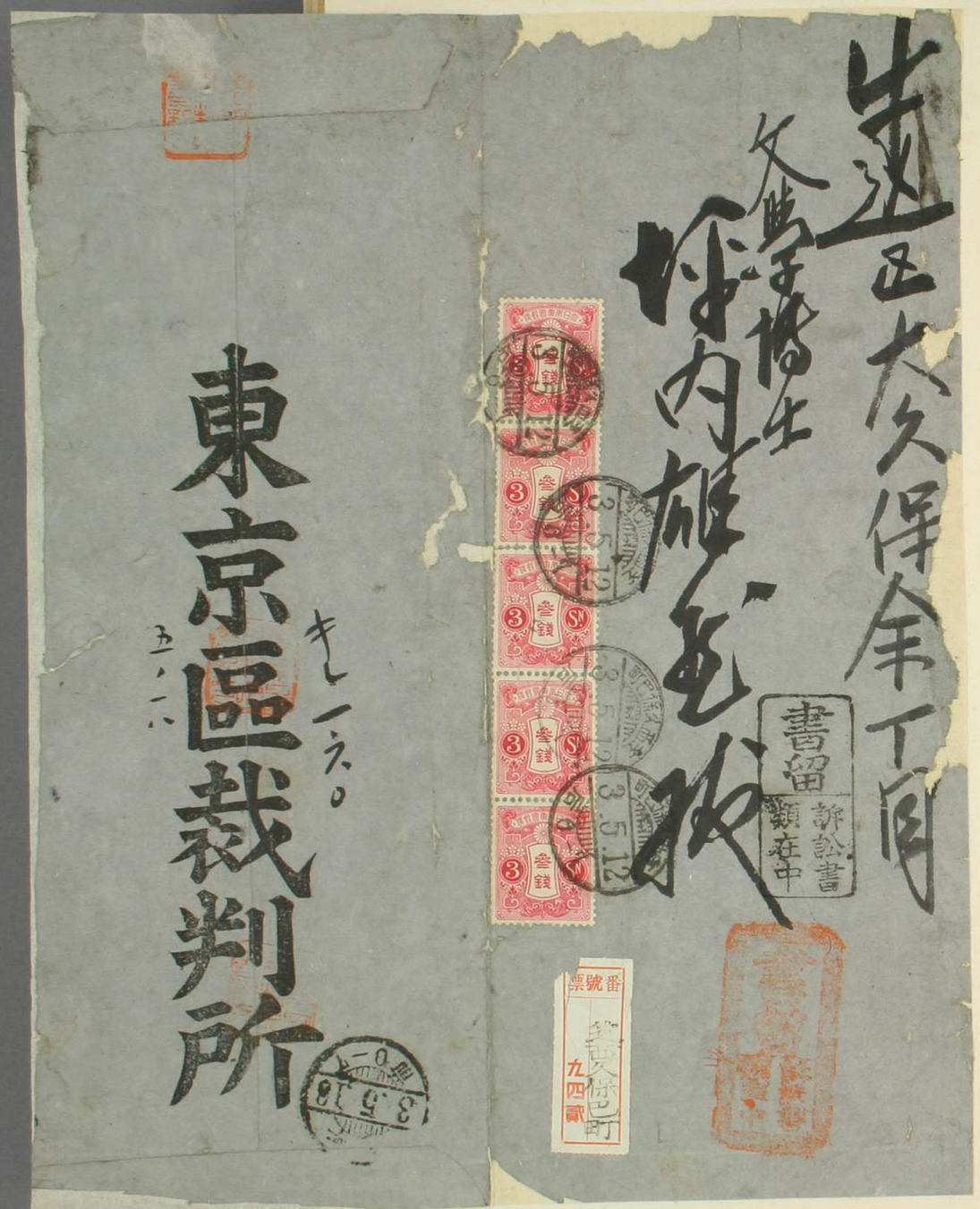

この鑑定は明治四十六年の夏で、其陰の記録は左の如くであつた。

下なし

第一、甲第四号証（筆書）ハ甲第一号証（謄写刷印手書梅前階）ヲ基本トシテノ筆書ナリ

〃、即チ其内容ハ甲第一号証ト甲第四号証トニ同一ノモノナリヤ否ヤ。

甲第四号証と甲第一号証とは二種で、其一は墨行者の筆跡であり、其二は其墨行者の色板書であつた。

下なし

四

下なし

序　江戸深川千代元店先通り奥二階の場

No. 2

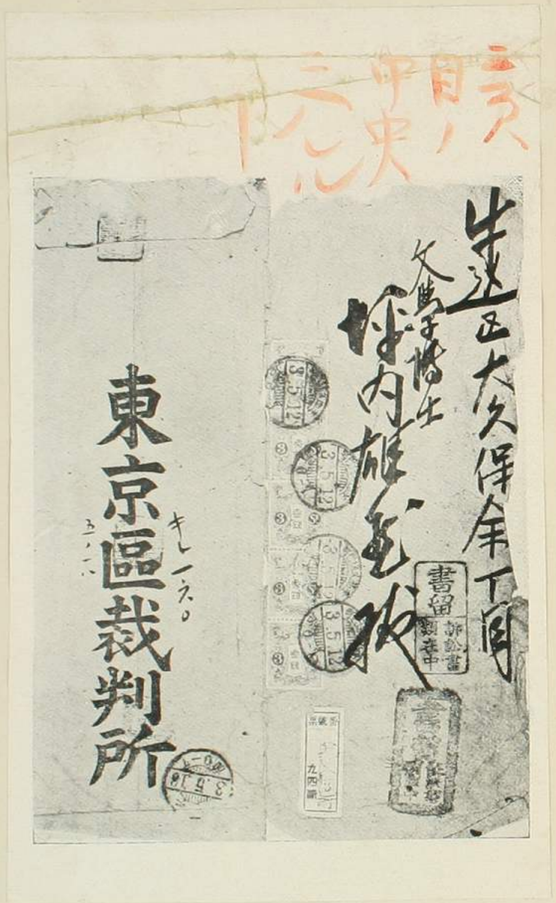
東京區裁判所
出迄五大久保余下用
書留郵便書
郵便

三字下り

6

ノ家臣里見主水ハ主人ヨリ預リ
タル東雲ノ芸者ヲ紡夫致サセ江戸深川
ニ来リ俳諧師ト相成リ唐琴屋丹治郎ト
改名、芸者詮議罷在ル ノ處、深川ニ藝
妓米八ハ金家中ニテ家ヲ主水ノ丹治郎
トハ結婚ヲ約シ有之ニ付キ丹治郎ハ費
等ハ藝妓稼キヲ致シ入費萬端米八ヨリ
仕送リ處、深川一流ビニ来ル古島軍兵
ヘル者芸者入持参ノコトヲ藝妓伝吉ナル
者ヨリ聞取リ、ソレニツキ丹治郎ハ伝吉

10 20 相馬屋製

四字下り

6

ノ兼テ思ヲ懸テ居ルヲ幸ニ芸者入ヲ手ニ
入レ呉レタルトキハ夫婦ニ相成ル様ニ申
シ、深川千代本二階ニテ酒宴ノ最中、
米八此事ヲ聞取リ、伝吉、米八両人三味線
ヲ以テ弾引ヲナス、向島木場ノ藤兵衛
仲裁ニテ両人ヲ引取ラス件

二段目 唐琴屋丹治郎ノ内

三字下り

6

丹治郎ハ芸者入詮議ノ為メ伝吉ヲ取込ミ、
話致シ、古島ヲ謀計ニテ芸者入ヲ渡ス定
約ニテ帰ル、後米八来リ此様子ヲ見テ

10 20 相馬屋製

大ニ驚キ、茶入ハ自分ヨリ丹治郎ニ渡サネバ女ノ道相立タズトテ古嶋ノ居ル向嶋松本亭ヘ追行ノ件

四字下り

三段目　松本亭ノ場

伝吉ハ古嶋ノ屋敷ニテ酒宴ノ處米八其座敷ニ入込ミ、ソレニヨリ再ビ伝吉米八口論ニ相成リ駄下駄ヲ以テ米八ヲ打チツ、木場ノ藤吾衛又ハ松田屋文兵衛両人ノ腰ヲ持テ裏田圃ヘ追行ノ件

四字下り

返シ

三字下り

米八伝吉互ニ茶入ノ事ニテ立廻リスル、丹治郎ハ古嶋ノ茶入盗ミナル事分明シテ立廻リノ末、廣瀬新十郎来リ、古嶋ヲ召捕リ、茶入手ニ入リ、丹治郎ハ元ノ里見主水ト相成リ米八ヲ妻トナシ故郷千葉ヘ再動スルコト。

岡山藩裁判所ヘ提出セル訴訟

ニ外ナラズ中西倫二郎ヘ勝諦氏著作ト書ヒタル。なほ甲一号参照

春色梅暦、明治廿七年後

實説ニ過ギザル事ハ明治廿七年後行ノ活字本ノ小冊子ニ過ギズ、著作者勝諦氏

版權所有者、京都市上京南傳町、新藤八郎兵衛と
風俗したのが変つてゐる。但し中の巻と下の巻とだけ
で、場割は、「中の巻」は深川八幡岸十代目の場、
「下の巻」は深川中裏丹治郎内の場と三軒茶屋松本
座前の場と同座裏下駄屋の場、「下の巻」の切は深
川西高橋の場と同洲崎堤仕返しの場であつた。
譜後、会のとりは、私は甚だ節を書きとめて
おいた。

二字下り

四字下り

深川八幡岸お代目の場 ルケア 其一

料理 料理人の小助と箱屋の義八が丹治郎の艶福

10 20 相馬産業

二字下り

を羨む白あり。こゝ一家主のさ吾五中風
病みの婆あさんが出て来て、居り、あつて、浮る
触れと譜む。皆が入ると、丹治郎、「米八には濟
まぬが」と白あつて、伝吉より嫁りし羽織を着
こなる。と弊るがあつて、芸人男入る。

四字下 同 巡 其二

四字下 二階に伝吉が待つてゐる愛へ、家内さん
て丹治郎出る。情えすお願ひあつて色模様。こゝ
米八、泥酔の態みて出で、二階の口説を聞のさ、
腹を立ち、丹治郎の帰りあつて、羽織

10 20 相馬産業

を聞みにする。伝吉まて、目を地にして三味線の
三廻り。場面を文兵衛に仲裁し、幾度とも
に云聞かさす。

四字下リ

深川仲裏丹治郎内の場

千葉、半左郎と彼地兄弟が危険なる桜
川由治郎と娘お蝶とがタハイもない話をして
居る。こゝへ丹治郎と船頭の伊三郎が「諸事の
稽古上が羽織の一件を言ってあいさつをして立て
来ると出る。伊三郎は一家の一條が
目障りに思ってすっぽかしてしまうなら「持

10×20 柏馬原稿

二字下リ

主は古島左文右、あゝの手のうち上へ差上げては
半左エ門さま御父子の自滅と云ひ配しかが
オツな節の手に入る結果に成
文兵衛どのに安心さうしと、今、を紙まで書いた
ところ」と丹治郎がいふ。伊三郎は酒の肴を
受けるとて奥へ入る。丹治郎は俳句の駄にも
る。こゝへ伝吉、同改治郎を来る。伝吉一人になり
て丹治郎と口論。此條は駄河弥郎と河竹新
七作「梅雨傘の裏の序幕丹治郎住居の場の
節をも面白くも大分更へられてあり。伝吉「家人さ

10×20 柏馬原稿

二字下り

手に入れば私を突きあすの義で有ることいふ。しで
第八命の入り墨を焼くと箸で指すとあり
て、佐吉は驚く。花頭にて第八と行き丹治
郎、驚きてみて、第八と佐吉と思へ「佐吉、何を
高れたのか」と云ひ仲あって、いろいろに読の末、「佐吉
の手で第八を渡されては顔が立たぬ」と第八迫
有を要してきて行く。こゝ一本田近常、捕手を
引きつれて入り来り、「第八の日限も今日限り、養
父半左ヱ門と切腹させては済まぬ、実父
のうが首ちに第八は暮れまでに」

10×20 相馬医業

二字下り　四字下り　二字下り

手に入れば私を突きあすの義で有ることいふ。しで
同陽る。半治郎まで、此手と共に捕み、とで
心中と決して去り去る。丹治郎、伊之助に
命じて二人を追ひかけしむ。丹治郎もお蝶に
留守を命じおきて、後を追ふ。政次郎、
箱入を誘拐し方探を持きつけ、丹治郎と仇
吉とはチヽ〳〵鴨だしといふ。
二軒茶屋を私が底ぬの傷
（善兵衛）（古島）
松弓衛と九文七と好計、松弓衛は二百両く
れねば要事の一切を訴へることゝ。九文七は第

10×20 相馬医業

二字下り

四字下り

二字下り

「仇吉に貴ることいつてはいけるから」と言ひ、「仇吉に貴ることいつてはいけるから」と言ひ、「貴物の筆入を」と言ひ、寄一入る。こゝで お増に引張られて第八事件、仇吉と丹治郎が愛で出来る。

お増と喧嘩せるのが面白い」

政治は「仇吉を第八と喧嘩せるのが面白い」

と言ひ、文化まる。入る。文化まる。

と言ひ踊り廻る。

於を座敷駄下駄の場

弁の込みたる大道具、二はい飾り、二軍を

三つも使ひ、劇に雑れ座敷あり。お増と米

八が丹治郎をさがし「四」ることあり、とく仇吉が手

二字下り

を洗ふのを覗見所なり、雑水の障子あるを開くあ

ける。中に家主と仇吉がをり、これも詰掛き

になる。政治が横入れとお増いと。政治曰ばつ

くれる。文化まで「兎別の文句は」とやりこめ、

「切れる第八の意を持つ」いと。家主勢は「すた

かれは此仇吉を取持つ」と意地張る。九文を

出て「第八は第八にて仇吉にてやらめ」といふ。仇

吉の羽織の一件を知り故なり。仇吉、駄下駄

にて来りを弁ず。「てめ」でおれの顔も立つ」と九文、

左は貴の筆入を仇吉に渡し、連れて来る。

きとりて来ハらせ、仏吉の情を追はんとする。
相馬を出でて、ある堤を通れ行かんとする。文兎は
ある。立興りうるも直の家人を為す。文兎で
相馬の堤にて、丹治郎、立ちもの。
隅川白菖坪の場　其一
雨車。丹治郎と左文吉、家人の立興り。お
堤きる。海崎堤仕返しの場
八幡祭り、町々の踊見。仏吉、隅川立興り。
こゝ、丹治郎、お堤、家号紋、文兎出て示示

入れるに入れた。達引をさせもし仏壇をかゝめ
すたあとして。本田流平、此系、芸治郎もも
て、あゞこゝ。
私は、尚ほ定のもあれ、新七、如月軍会
で見た。それは明治三十三年頃から中村仏壇で上
演した。仏者連、如月中には櫻田九文も
加はつてゐり、後に陽諸流の家元
[illegible]
[illegible]
序幕は、丹治郎住居の場、二幕は新七仏壇中
幕は三場で、押上土手の場、お見境内の場、柳

塙橋の所、一丁ほど先の堂宇、大切は深川八幡宮境内の様、松茂登駅ト駅前の所、洲崎土手仕返しの場。これは誰の作とも明記なるべし。

傍観者は米八と二役小梅の小さが板東三津五郎、佐吉役が板東寿三郎、丹治郎が尾上菊五郎。

序幕は米八に貢がれる丹治郎の住居、一方深川仙遊に居る佐吉とが、互に思ひ合ひて、遂に逢ふ事の出来ずして、佐吉は自分の内職にて暮しを立てゝ、米八が来ることを待ち、佐吉は自分

相馬屋製

わるてい関だと皐が如

で帰る。毎日にて手紙を送れども、米八文を持ちて丹治郎と口論の仕合はあるべきなり。

がしにゝ戻りして、二人の掠るを見て、ちやほやする。

此幕、濡れの色に駅澤をはじめて使ひ、一寸評判と高尾さんな。

中幕は三場とも「梅雨傘」と題し、梅雨の花菖蒲と

茶入に関する大騒の節の外には、殆ど何等の関係もなし。

大切に、八幡境内の所は全く別物であり、松の所は、大部の節と段取りが同じされ

相馬屋製

「拘置所」では、ある日、お吉と、が、不審者の
主意にて、密室に同僚し、「牢」に、「囚人」
「囚」では、翌三月、お吉と、男が、隙を、伝吉と、工夫で
同僚し、米ハに気を、抜ま、せるとうちに、強盗が
猛勢を、極めて、ある。
お縁を、此所で、焚きつけるのが、桑本の、娘ら、大谷
門番の役、お門の仕事である。
離れ、夜叉は、木戸の、奥
度、製作の、一室。そこに、伝吉、幸三、がいるのである。
半治郎、此糸は、辰巳、「囚」には、出ない。
お役は、あれども、棒導主水と
るが、製作の、棒導大郎は、無い。

相馬屋製

土牛仕置、の、場は、両人とも、刀を、抜いて、大騒動
り。これ、お門、が、郭、内、から、絡み、お門、が、薄
手を、負ふ、とある。
「わざと、軍、出、来」（敵、後）「自、分、と、見せかけて」と、明
し、「牢入」は、お縁の、手に、入り、丹治郎は、本領、安
堵、と、仲裁、して、幕。
以上、の、調、査、を、経て、私は、左、の、如き、鑑定、調、書、を
東京、裁、判、所、に、提、出、した。
「風、にあたる、が、特、に、知らせ、無、かった。
比、較、的、の、判、決、は、とう、

相馬屋製

鑑定事項

一、甲第四号証（御書）ハ甲第一号証（演劇御年春色梅暦）ヲ基本トシテノ脚書即チ其内容ハ甲第一号証ト甲第四号証トハ同一ノモノナリヤ否ヤ

答

甲第四号証（脚本）ハ簡粗ナレバ其内容ノ詳細ヲ知リガタシ、然レドモ大體

二字下リ

ノ筋立、事件ノ段取、主ナル人物ノ関係
乃至主ナル（地名）人名ノ因一ナルニヨリテ推スレバ、
少クトモ因一ノ種本ニ基キテ作成セラレタル
ヤ明カナリ。但シ全ク（二者）因一ナリヤ否ヤ、又
甲第一號証ガ果シテ甲第四號証ノ基本
ナリヤ否ヤハ斯カル簡略ナル筋書ノミニテハ
断定シガタシ。

確実ナル鑑定ヲ為スタメニハ

議場ニ於テ使用セシ草稿全部ノ提出ヲ
要求セザルヲ得ズ。

二、甲第一號証ノ演劇脚本ハ陪審員勝

ハ歴史傳説ニ基キテ作スルコトモアリ。或ハ
新聞紙ノ雑報乃至親シク聞知セル事実
等ニ題材ヲ取リテ脚色スルコトモアリ。而シテ第一
ノ如キ全然作者ノ創意ニ成リタル者ト雖モ、只
其祖筋ダケヲ昔リ来リテ、地名人名ヲ改
メ、事件ノ段取等ヲ著シク改作シ、殆ド別種
ノ作ノ如クナシテ演ズルコトモ為シガタキニアラ
ズ。況ンヤ第二者以下ニ至リテハ、基本ト
ナレル筋即チ事件ガ本来共有物タル以上ハ、
随分如何様ニモ改作シ得ベク演劇シ得ベキ

二字下

道理ナリ。

甲第一第二第三第四第五第六第七第八第九第十第十一第十二第十三第十四第十五第十六第十七第十八第十九第二十第二十一第二十二第二十三第二十四第二十五第二十六第二十七第二十八第二十九第三十第三十一第三十二第三十三第三十四第三十五第三十六第三十七第三十八第三十九第四十第四十一第四十二第四十三第四十四第四十五第四十六第四十七第四十八第四十九第五十第五十一第五十二第五十三第五十四第五十五第五十六第五十七第五十八第五十九第六十第六十一第六十二第六十三第六十四第六十五第六十六第六十七第六十八第六十九第七十第七十一第七十二第七十三第七十四第七十五第七十六第七十七第七十八第七十九第八十第八十一第八十二第八十三第八十四第八十五第八十六第八十七第八十八第八十九第九十第九十一第九十二第九十三第九十四第九十五第九十六第九十七第九十八第九十九第百第百一第百二第百三第百四第百五第百六第百七第百八第百九第百十第百十一第百十二第百十三第百十四第百十五第百十六第百十七第百十八第百十九第百二十第百二十一第百二十二第百二十三第百二十四第百二十五第百二十六第百二十七第百二十八第百二十九第百三十第百三十一第百三十二第百三十三第百三十四第百三十五第百三十六第百三十七第百三十八第百三十九第百四十第百四十一第百四十二第百四十三第百四十四第百四十五第百四十六第百四十七第百四十八第百四十九第百五十第百五十一第百五十二第百五十三第百五十四第百五十五第百五十六第百五十七第百五十八第百五十九第百六十第百六十一第百六十二第百六十三第百六十四第百六十五第百六十六第百六十七第百六十八第百六十九第百七十第百七十一第百七十二第百七十三第百七十四第百七十五第百七十六第百七十七第百七十八第百七十九第百八十第百八十一第百八十二第百八十三第百八十四第百八十五第百八十六第百八十七第百八十八第百八十九第百九十第百九十一第百九十二第百九十三第百九十四第百九十五第百九十六第百九十七第百九十八第百九十九第二百第二百一第二百二第二百三第二百四第二百五第二百六第二百七第二百八第二百九第二百十第二百十一第二百十二第二百十三第二百十四第二百十五第二百十六第二百十七第二百十八第二百十九第二百二十第二百二十一第二百二十二第二百二十三第二百二十四第二百二十五第二百二十六第二百二十七第二百二十八第二百二十九第三百第三百一第三百二第三百三第三百四第三百五第三百六第三百七第三百八第三百九第三百十第三百十一第三百十二第三百十三第三百十四第三百十五第三百十六第三百十七第三百十八第三百十九第三百二十第三百二十一第三百二十二第三百二十三第三百二十四第三百二十五第三百二十六第三百二十七第三百二十八第三百二十九第三百三十第三百三十一第三百三十二第三百三十三第三百三十四第三百三十五第三百三十六第三百三十七第三百三十八第三百三十九第四百第四百一第四百二第四百三第四百四第四百五第四百六第四百七第四百八第四百九第四百十第四百十一第四百十二第四百十三第四百十四第四百十五第四百十六第四百十七第四百十八第四百十九第四百二十第四百二十一第四百二十二第四百二十三第四百二十四第四百二十五第四百二十六第四百二十七第四百二十八第四百二十九第五百第五百一第五百二第五百三第五百四第五百五第五百六第五百七第五百八第五百九第五百十第五百十一第五百十二第五百十三第五百十四第五百十五第五百十六第五百十七第五百十八第五百十九第五百二十第五百二十一第五百二十二第五百二十三第五百二十四第五百二十五第五百二十六第五百二十七第五百二十八第五百二十九第六百第六百一第六百二第六百三第六百四第六百五第六百六第六百七第六百八第六百九第六百十第六百十一第六百十二第六百十三第六百十四第六百十五第六百十六第六百十七第六百十八第六百十九第六百二十第六百二十一第六百二十二第六百二十三第六百二十四第六百二十五第六百二十六第六百二十七第六百二十八第六百二十九第七百第七百一第七百二第七百三第七百四第七百五第七百六第七百七第七百八第七百九第七百十第七百十一第七百十二第七百十三第七百十四第七百十五第七百十六第七百十七第七百十八第七百十九第七百二十第七百二十一第七百二十二第七百二十三第七百二十四第七百二十五第七百二十六第七百二十七第七百二十八第七百二十九第八百第八百一第八百二第八百三第八百四第八百五第八百六第八百七第八百八第八百九第八百十第八百十一第八百十二第八百十三第八百十四第八百十五第八百十六第八百十七第八百十八第八百十九第八百二十第八百二十一第八百二十二第八百二十三第八百二十四第八百二十五第八百二十六第八百二十七第八百二十八第八百二十九第九百第九百一第九百二第九百三第九百四第九百五第九百六第九百七第九百八第九百九第九百十第九百十一第九百十二第九百十三第九百十四第九百十五第九百十六第九百十七第九百十八第九百十九第九百二十第九百二十一第九百二十二第九百二十三第九百二十四第九百二十五第九百二十六第九百二十七第九百二十八第九百二十九第千第千一第千二第千三第千四第千五第千六第千七第千八第千九第千十第千十一第千十二第千十三第千十四第千十五第千十六第千十七第千十八第千十九第千二十第千二十一第千二十二第千二十三第千二十四第千二十五第千二十六第千二十七第千二十八第千二十九第千三十第千三十一第千三十二第千三十三第千三十四第千三十五第千三十六第千三十七第千三十八第千三十九第千四十第千四十一第千四十二第千四十三第千四十四第千四十五第千四十六第千四十七第千四十八第千四十九第千五十第千五十一第千五十二第千五十三第千五十四第千五十五第千五十六第千五十七第千五十八第千五十九第千六十第千六十一第千六十二第千六十三第千六十四第千六十五第千六十六第千六十七第千六十八第千六十九第千七十第千七十一第千七十二第千七十三第千七十四第千七十五第千七十六第千七十七第千七十八第千七十九第千八十第千八十一第千八十二第千八十三第千八十四第千八十五第千八十六第千八十七第千八十八第千八十九第千九十第千九十一第千九十二第千九十三第千九十四第千九十五第千九十六第千九十七第千九十八第千九十九第二千第二千一第二千二第二千三第二千四第二千五第二千六第二千七第二千八第二千九第二千十第二千十一第二千十二第二千十三第二千十四第二千十五第二千十六第二千十七第二千十八第二千十九第二千二十第二千二十一第二千二十二第二千二十三第二千二十四第二千二十五第二千二十六第二千二十七第二千二十八第二千二十九第三千第三千一第三千二第三千三第三千四第三千五第三千六第三千七第三千八第三千九第三千十第三千十一第三千十二第三千十三第三千十四第三千十五第三千十六第三千十七第三千十八第三千十九第三千二十第三千二十一第三千二十二第三千二十三第三千二十四第三千二十五第三千二十六第三千二十七第三千二十八第三千二十九第三千三十第三千三十一第三千三十二第三千三十三第三千三十四第三千三十五第三千三十六第三千三十七第三千三十八第三千三十九第四千第四千一第四千二第四千三第四千四第四千五第四千六第四千七第四千八第四千九第四千十第四千十一第四千十二第四千十三第四千十四第四千十五第四千十六第四千十七第四千十八第四千十九第四千二十第四千二十一第四千二十二第四千二十三第四千二十四第四千二十五第四千二十六第四千二十七第四千二十八第四千二十九第五千第五千一第五千二第五千三第五千四第五千五第五千六第五千七第五千八第五千九第五千十第五千十一第五千十二第五千十三第五千十四第五千十五第五千十六第五千十七第五千十八第五千十九第五千二十第五千二十一第五千二十二第五千二十三第五千二十四第五千二十五第五千二十六第五千二十七第五千二十八第五千二十九第六千第六千一第六千二第六千三第六千四第六千五第六千六第六千七第六千八第六千九第六千十第六千十一第六千十二第六千十三第六千十四第六千十五第六千十六第六千十七第六千十八第六千十九第六千二十第六千二十一第六千二十二第六千二十三第六千二十四第六千二十五第六千二十六第六千二十七第六千二十八第六千二十九第七千第七千一第七千二第七千三第七千四第七千五第七千六第七千七第七千八第七千九第七千十第七千十一第七千十二第七千十三第七千十四第七千十五第七千十六第七千十七第七千十八第七千十九第七千二十第七千二十一第七千二十二第七千二十三第七千二十四第七千二十五第七千二十六第七千二十七第七千二十八第七千二十九第八千第八千一第八千二第八千三第八千四第八千五第八千六第八千七第八千八第八千九第八千十第八千十一第八千十二第八千十三第八千十四第八千十五第八千十六第八千十七第八千十八第八千十九第八千二十第八千二十一第八千二十二第八千二十三第八千二十四第八千二十五第八千二十六第八千二十七第八千二十八第八千二十九第九千第九千一第九千二第九千三第九千四第九千五第九千六第九千七第九千八第九千九第九千十第九千十一第九千十二第九千十三第九千十四第九千十五第九千十六第九千十七第九千十八第九千十九第九千二十第九千二十一第九千二十二第九千二十三第九千二十四第九千二十五第九千二十六第九千二十七第九千二十八第九千

少カラズ骨力トリ要ス。

五、伊藤一号証ト同容貌子同一ノ演劇ガ勝義飛事務所ニ於テ上演セラレタルコトアリヤ否ヤ。

答　前陳河竹新七、浦川公軍合作ノ「梅雨雁」ト題スル所ニヨレバ、右作ト答モ其他東京ニテハ嘗テ高台ニ上ラザリシガ如シ。明治廿三年頃来リテ「大阪俳優ノ一座来リテ「隅田川」ト題スル芝居ヲ演ゼシ由コトアル

其外影ト傳ヘラレシ場割トヨリテ察スレバ、右ハ偖置勝義作「梅雨雁」ト題スル芝居ハ、偖置トシテ伊藤一座ニ於テ上演セラレタルコトアリヤ。

答　右ハ何等覚エナシ。

六、甲第一帰証ノ御写ニ封入ル使用料ハ一日金壱銭何ヲ以テ相当トスルヤ。

答　御写ノ使用料ハ日下一定ノ標準アルナシ。帝国劇場ガ其外興行ヲ新聞ヲ賣ッテ収益ガ

其價格金五百參拾圓ヲ支拂ヒ
興行權賣渡ス事ヲ約シ日作ノ
ハ阿竹默阿弥ノ選擇
カキスラ、七十興行ニ對シテハ一興行一作
概ネ奎藏作象作家ヲ定例トナスモノカシ
旧御茶中今尚最モ勢力アルハ默阿弥物ヲ
最トスレバ、右ハ現行使用脚本ト
ナスニ足ルベシト考フ。

右鑑定ス也

明治三十六年六月

明治四十五年六月廿三日

下鑑定人 坪内雄藏 印

東京區裁判所法中

二行ノ方ヲ